月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田のイベント･情報などを紹介する広報紙です

≪2023. 5 月号≫

ハローワーク秋田の
各種情報はこちら↓

発行：〒010-0065 秋田市茨島 1-12-16
ハローワーク秋田（電話 018-864-4111）

ハローワーク秋田に電話の際は、音声案内にしたがって担当の「部門コード」を入力して下さい。

（事業主の皆さまへ）

令和６年3月　新規中学校･高等学校卒業予定者を対象とした
求人申込の受付を6月１日(木)より開始します

６月１日から、令和６年３月卒業予定の中学生・高校生を対象とする求人の受付を開始します。

新規学校卒業者の募集・採用に当たりましては、求人の手続きや求人活動のルールをお守りいただきますようご理解をお願いします。

企業の将来を担う優秀な人材の確保と若者の地元定着による活力あるふるさとづくりのため、採用枠の拡大のご検討と併せて、早期の求人提出をお願いします。

なお、新規中学校・高等学校卒業予定者の求人の提出から採用までのスケジュールは次のとおりです。

時期	中学校	時期	高等学校
6月1日以降	求人申込受付開始	6月1日以降	求人申込受付開始
7月1日以降	求人票返戻開始 求人連絡開始 （求人活動開始）	7月1日以降	求人票返戻開始 求人連絡開始 （求人活動開始）
		9月5日以降	推薦開始
12月1日以降	推薦･選考･採用内定開始	9月16日以降	選考･採用内定開始

■高卒求人の申込みから内定までの流れ

①求人申込（6月1日以降）	求人申込書を作成し、管轄のハローワークに提出
②求人票返戻（7月1日以降）	ハローワークから受理確認印が押された求人票が返戻されます
③推薦依頼（7月1日以降）	高校に推薦依頼をする場合は、求人票(写)を直接高校に提出
④応募書類提出（9月5日以降）	応募希望者の高校から応募書類が提出されます
⑤採用選考（9月16日以降）	書類のみの選考ではなく、面接試験等を実施してください
⑥採否通知	選考結果後、速やかに学校及び本人に通知
⑦選考結果等報告	ハローワークに選考結果等の報告をお願いします
⑧応募書類返却	採用に至らなかった生徒の応募書類を返却（応募書類は個人情報です）

学卒求人に関するお問い合わせは　１月より「秋田新卒応援ハローワーク」は「ハローワークプラザアトリオン」へ移転しました

秋田新卒応援ハローワーク　秋田市中通２－３－８ アトリオン3階（ハローワークプラザアトリオン内）電話:018-836-7820

月・水・金	9:00～17:15	火･木	9:00～18:30	第 2･4 土曜	10:00～17:00

※いずれも日･祝除く

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。
この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point ① 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和６年４月以降）

	令和５年度	令和６年４月	令和８年７月
民間企業の法定雇用率	２．３％ ⇒	**２．５％** ⇒	２．７％
対象事業主の範囲	43.5人以上	**40.0人以上**	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年６月１日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point ② 除外率が引き下げられます。（令和７年４月以降）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和７年４月１日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業　・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	５％
・建設業　・鉄鋼業　・道路貨物運送業　・郵便業（信書便事業を含む）	１０％
・港湾運送業　・警備業	１５％
・鉄道業　・医療業　・高等教育機関　・介護老人保健施設　・介護医療院	２０％
・林業（狩猟業を除く）	２５％
・金属鉱業　・児童福祉事業	３０％
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	３５％
・石炭・亜炭鉱業	４０％
・道路旅客運送業　・小学校	４５％
・幼稚園　・幼保連携型認定こども園	５０％
・船員等による船舶運航等の事業	７０％

次ページへ続く

前ページから続き

Point ③ 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

▶精神障害者の算定特例の延長（令和５年４月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、１カウントとして算定できるようになります。

▶ 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和６年４月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point ④ 障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。（令和６年４月以降）

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶ 既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

【お問い合わせ先】ハローワーク秋田　専門支援部門　　018-864-4111（部門コード 43＃）

就職氷河期世代の積極的な採用を考えている事業主の皆さまへ

就職氷河期世代を対象とする募集・採用について 特例期限を令和６年度末まで延長します

✔ 就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行い、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いている方も多いことから、就職氷河期世代の正社員雇用を推進しています。

✔ 労働者の募集・採用時の年齢制限は、原則禁止していますが、**就職氷河期世代で正社員雇用の機会に恵まれなかった方**を募集対象とする場合は、**自社ホームページでの直接募集や求人広告等の活用も可能**としており、４月以降も本特例を延長します。

注）延長に伴い、**対象となる就職氷河期世代は以下のとおり**となります。
【令和５年４月以降】**昭和４３年４月２日から昭和６３年４月１日までの間に生まれた者**
※上記の変更は、**令和５年４月１日以降に募集・採用を行う新規求人が対象**です。
（３月末までに提出した求人については、差し替える必要はありません。
４月以降に当初の募集期間を延長する際に表記の変更が必要です）。

・ 特例措置の利用に当たって、ハローワークにも同一内容の求人を申し込んでいただく等の要件があります。詳細は厚生労働省ホームページ掲載のパンフレットや Q&A を御確認ください。

・ ハローワークでは、就職氷河期世代の採用等に向けたマッチング支援、助成金のご案内など、各種サービスを用意していますので合わせてご活用ください。

【お問い合わせ先】ハローワーク秋田　求人部門　　018-864-4111（部門コード 31＃）

事業再構築のために新たな人材の雇入れをお考えの皆さまへ　**令和５年４月１日創設**

産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）を４月１日に創設しました

この助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響等で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、新たな事業への進出等の事業再構築を行うために、当該事業再構築に必要な新たな人材の円滑な受入れを支援するものです。

※　助成金の詳細は、「産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）のご案内」をご確認ください。

対象事業主

①４月１日以降に中小企業庁の実施する「事業再構築補助金」に応募し、交付決定を受けていること
②「事業再構築補助金」の補助事業実施期間の初日から末日迄に、雇用保険の被保険者で無期雇用として雇い入れること
③雇入れ日前６か月から本助成金の支給申請までの期間に、雇用する労働者を解雇等していないこと

対象労働者

① a. 専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導（教育訓練等）の業務に従事する者　または
　b. 部下を指揮および監督する業務に従事する者で、係長相当職以上の者
② １年間に 350 万円以上の賃金が支払われる者

事業再構築支援コースのご案内はこちらから
↓

	中小企業	中小企業以外
助成額	２８０万円／人 （１４０万円×２期） ※一事業主５人まで、６ヶ月ごと支給	２００万円／人 （１００万円×２期）
助成対象期間	１年	

【お問い合わせ先】秋田労働局職業安定部　　電話番号 018-883-0007

ハローワーク秋田　雇用の動き（令和5年3月）

概況（全数）

新規求職者数は 1,635 人（前年同月比▲7.2%）で３ヶ月ぶりの減少となった。在職者及び自己都合離職者が３ヶ月ぶりに同比減少し、事業主都合離職者も３ヶ月連続で減少するなど、無業者を除くすべての態様で減少したことが要因である。有効求職者数は 6,428 人（前年同月比▲0.8%）で 21 ヶ月連続の減少となった。

新規求人数は 3,926 人（前年同月比▲0.7%）で３ヶ月ぶりの減少となった。不動産業・物品賃貸業のうち不動産管理業で一部充足等による求人数の減少があった。また、宿泊業・飲食サービス業のうち大口の飲食店でアルバイトの確保が進んでいることと外国人雇用に力を入れ雇用を確保したことから求人数が減少、生活関連サービス業・娯楽業で新卒採用へシフトする動きなどにより求人数が減少したことも要因の一つである。有効求人数は 9,040 人（前年同月比＋3.3%）で３ヶ月ぶりの増加となった。

有効求人倍率は前年同月比＋0.06 ポイントの 1.41 倍で２ヶ月ぶりの上昇となった。

コロナ禍による業績低迷からは回復しつつあるものの、物価高や燃料費・光熱費の高騰が経営に及ぼす影響が大きく先行きを不安視する事業所が多いため、今後の雇用に与える影響について注視が必要である。

【用語解説】

＊月間有効求人数：前月から繰越された有効求人数（前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう）と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
＊月間有効求職者数：前月から繰越された有効求職者数（前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう）と当月の「新規求職申込件数」の合計をいう。
＊月間有効求人倍率：求職者に対する求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得たもの。

■有効求人倍率（全数）の推移

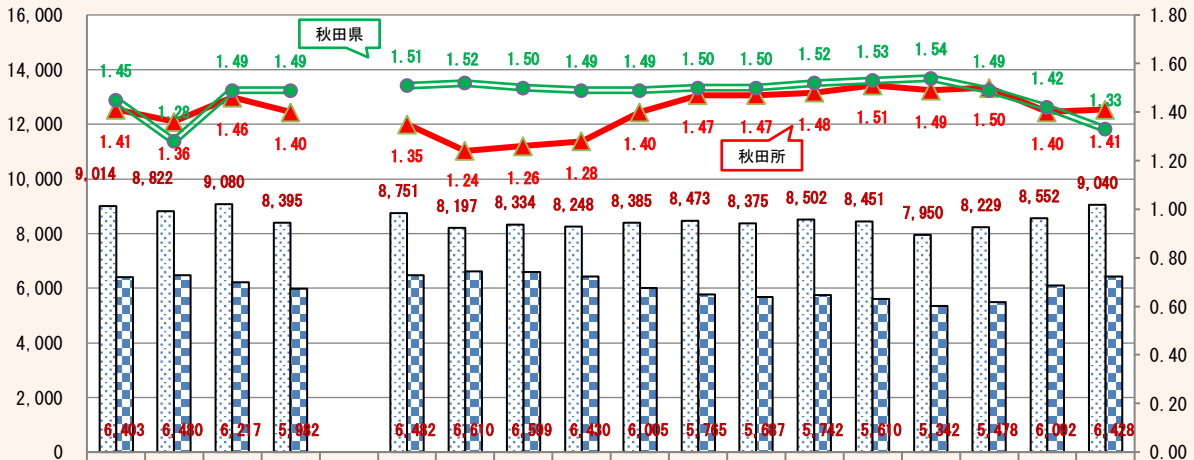

	31年度	02年度	03年度	04年度	04. 3	04. 4	04. 5	04. 6	04. 7	04. 8	04. 9	04. 10	04. 11	04. 12	05. 01	05. 02	05. 03
有効求人数	9,014	8,822	9,080	8,395	8,751	8,197	8,334	8,248	8,385	8,473	8,375	8,502	8,451	7,950	8,229	8,552	9,040
有効求職者数	6,403	6,480	6,217	5,982	6,482	6,610	6,599	6,430	6,005	5,765	5,687	5,742	5,610	5,342	5,478	6,092	6,428
求人倍率（秋田所）	1.41	1.36	1.46	1.40	1.35	1.24	1.26	1.28	1.40	1.47	1.47	1.48	1.51	1.49	1.50	1.40	1.41
求人倍率（秋田県）	1.45	1.28	1.49	1.49	1.51	1.52	1.50	1.49	1.49	1.50	1.50	1.52	1.53	1.54	1.49	1.42	1.33